

「輸入穀類等検疫要綱」一部改正新旧対照表

改 正 後			現 行		
(検査の方法) 第8 [略] (1) [略] ア ハッチを開いた直後の検査 各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査し、次に当該穀類の検査荷口ごとに、規程別表第1に掲げる数量について、ふるい別検査等を行う。			(検査の方法) 第8 検査は、次の方法により行うものとする。 (1) ハッチ内の検査 ア ハッチを開いた直後の検査 各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査し、次に各ハッチについて5カ所（中央及び四隅）から各4キログラムを抽出してふるい別検査等を行う。		
別表2（第12関係） 7 選別による消毒方法の基準			別表2（第12関係） 7 選別による消毒方法の基準		
有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要	有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
穀類等に付着する 麦角	(1)麦角(<i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く。)の混入率(重量比)が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の混入率(重量比)が0.01%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した麦角及び菌核は、4又は5の消毒方法により消毒し、又は廃棄すること。	穀類等に付着する 麦角	(1)麦角(<i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く。)の含有率(重量比)が0.05%未満になるまで選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の含有率が(重量比)が0.01%になるまで選別	選別した麦角及び菌核は、4又は5の消毒方法により消毒すること。
穀類等に付着する 菌核	菌核の混入率(重量比)が0.01%以上あるときは、荷口全体の選別		穀類等に付着する 菌核	菌核の含有率(重量比)が0.01%未満になるまで選別	
穀類等に付着する 堅黒穂病菌等	堅黒穂病菌(<i>Ustilago hordei</i> 又は <i>U.kolleri</i>)等の病穀類等の混入率(重量比)が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。			
穀類等に付着する ダイズ紫斑病菌等	ダイズ紫斑病菌等の病穀類等の混入率(重量比)が1%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。			